

## 特定機能病院の安全管理体制に関する措置について

措置の種類	定義	措置後の対応
特に措置の必要なし	安全管理のための体制（発生した事故に関して、実施された要因分析及び再発防止策を含む）の確保が概ね妥当適切であると考えられる場合	
経過観察	安全管理のための体制（発生した事故に関して、実施された要因分析及び再発防止策を含む）の確保に関して、さらに検討すべき点があるものの、その程度が軽微で、管理者の理解も十分得られており、改善が期待できる場合	<p>部会における指摘事項に関して、翌年度の定例報告等の際に改善状況を確認。</p> <p>なお、経過観察の結果、改善が不十分な場合には、必要に応じて、要指導とする。</p>
指導及び再審議	安全管理のための体制（発生した事故に関して、実施された要因分析及び再発防止策を含む）の確保に関して、さらに検討すべき点があり、再度管理者からのヒアリング又は報告書の提出に基づく審議を実施しなければ改善状況が判断できない場合	<p>部会における指摘事項に関して、期間を定めて、改善状況についてヒアリング又は報告書の提出を求め、その妥当性について審議を行う。</p> <p>なお、改善状況が不十分とされた場合には指導及び再審議とするが、同様の事故が繰り返される等、改善の見込</p>

		みがないと考えられる場合は承認取消を検討。
承認取消相当	<p>審議の結果、安全管理のための体制の確保に関して必要な措置が講じられておらず、速やかな改善が見込めないと判断した場合 (取消要件)</p> <p>1 安全管理のための体制の確保が著しく不適切であることが明白。 2 度重なる指導によっても安全管理のための体制の確保に関して改善がみられないとき 3 正当な理由がなくヒアリング、関連資料の提出等を拒否したとき</p>	当該特定機能病院に対し、行政手続法の規定に基づき聴聞を実施し、その後、医療施設機能部会に対する諮問、答申を行う。

#### 注 公表の扱い

各特定機能病院に対する指摘事項及び改善状況に関する報告事項等の概要に関しては、他の医療機関における事故防止の取り組みの推進の観点から、原則的に公表することとする。